

[事案 2022-202] 契約解除取消請求

・令和5年5月30日 裁定終了

<事案の概要>

告知義務違反を理由に契約が解除され、入院等給付金が支払われなかったことを不服として、解除の取消しと給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和2年9月から同年11月まで、腰部脊柱管狭窄症により入院し、脊椎固定術等を受けたため、同年7月に乗合代理店を通じて契約した医療保険にもとづき、入院等給付金を請求したところ、告知義務違反を理由に契約が解除され、給付金が支払われなかった。しかし、以下等の理由により、解除を取り消して、給付金を支払ってほしい。

- (1) 募集人に対し、腰部脊柱管狭窄症に関する告知事項はすべて伝えたが、募集人による告知妨害があった。
- (2) 募集人から、問題なく契約できると言われた。
- (3) 募集人から、告知に関し、再度の確認を求められることがなかった。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人によれば、募集人は、腰部脊柱管狭窄症についてのみ告知妨害をしたということになるが、不自然不合理な主張である。募集人には、告知妨害をする動機も利益もなく、それ以上に腰部脊柱管狭窄症に限って告知妨害をする動機や利益は全くない。
- (2) 募集人は、問題なく契約できるとは発言していない。また、契約引受に関する発言と解除は関係がない（仮に「問題なく契約できる」という発言があったとしても、告知義務違反解除ができなくなるわけではない）。
- (3) 告知内容については、申立人が募集用携帯端末上で確認し、確認ボタンを押すシステムになっており、募集人は申立人に確認を求めた。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人には告知義務違反が認められ、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。